

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 9 1 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目について

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用については、「臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の運用に関する細目について」（平成22年6月17日付け青警本運免第536号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 免許証の様式

免許証の様式については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第十四の様式のとおりであり、臓器提供の意思表示欄が設けられている。

2 臓器提供の意思等の表示方法等

次の(1)～(3)は、特に県民から問い合わせが多いものと考えられることから、所属職員に周知徹底し、問い合わせに適切に対応させることとされたい。ただし、臓器提供の意思等の表示はあくまで任意に行うものであることに留意し、後日「表示を強要された」等の無用のトラブルに発展することのないようにすること。

(1) 臓器提供の意思等の表示方法

免許証上に臓器提供の意思等を表示する場合には、以下の方法によることとされている。

ア 脳死と判断された死後及び心臓が停止した死後のいずれの場合でも、移植のために臓器を提供する場合

「1」を「○」で囲むこと（別添①）

イ 心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供する場合

「2」を「○」で囲むこと（別添②）

ウ 臓器を提供したくない場合

「3」を「○」で囲むこと（別添③）

なお、ア又はイの場合において、提供したくない臓器があるときは、当該臓器に「×」を付することにより、その意思を表示することとされている。また、臓器を提

供する意思がある者は、その意思表示に合わせて、親族に対して臓器を優先的に提供することができ（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条の2）、その場合には、特記欄に「親族優先」と記入することとされている。

(2) 免許証上に表示した臓器提供の意思等の変更方法

免許証上に表示された臓器提供の意思等を変更する場合には、以下の方法によるものとする。

ア 意思表示カードを用いる方法

厚生労働省及び社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）により作成される臓器提供意思表示カード（以下「意思表示カード」という。）等免許証以外の書面を用いて、変更後の意思等を表示することができる。

なお、この場合において、免許証上に表示された変更前の意思等に二重線を引くなどして、当該意思等が否定されたものであることを明らかにすること。

イ 免許証の再交付による方法

アの方法によるほか、免許証の再交付を申請することにより、再交付された免許証上に変更後の意思等を表示することができる。ただし、再交付に係る手数料は、あくまで申請者の負担となることに留意すること。

(3) 臓器提供の意思表示欄の保護

免許証上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであり、また、免許証が身分証明書として活用されている実態にかんがみ、当該意思等が第三者に見られることのないようにするため、厚生労働省及びネットワークにより意思表示欄保護シール（以下「保護シール」という。）が作成されることから、免許を受けた者は、これを意思表示欄に任意に貼付することができる。

3 更新時講習等の機会を利用した周知

(1) 免許証が交付される者に対する周知

免許証が交付されることとなる者に対しては、更新時講習等の講習の機会、免許証の交付（再交付を含む）の機会等を利用して、厚生労働省及びネットワークにより作成されるリーフレット（意思表示欄説明用）（以下「リーフレット」という。）を配布するとともに、以下の事項について確実に周知すること。

- ・ 免許証の様式の裏面には臓器提供の意思表示欄が設けられていること。）
- ・ 意思表示欄への記入は、あくまで任意であること。
- ・ 意思表示欄への記入方法については、リーフレットを参照すること。
- ・ その他臓器提供の意思等の表示に関する問い合わせは、リーフレットに記載されているネットワークの連絡先に対して行うこと。

4 意思表示カード等の送付等

(1) 意思表示カード等の送付

意思表示カード、保護シール、リーフレット及びシール付きリーフレットについては、厚生労働省及びネットワークにおいて作成し、送付される。

(2) 意思表示カード等の設置及び管理

ネットワークから送付される意思表示カード等については、運転免許窓口等に設置する必要があることから、業務に支障のない範囲内で、来訪者の目に付きやすい場所

に設置するとともに、補充等の管理を適切に行うこと。

5 免許証の提出を受ける場合の措置

免許証の更新、免許の取消し、停止等に伴い、免許証の提出を受けるときは、臓器提供の意思表示欄を確認し、同欄に意思等が記入されている場合又は保護シールが貼付されている場合には、当該免許証に係る免許を受けている者に対して、以下の事項について確実に教示するとともに、必要に応じて意思表示カードを配布すること。

- ・ 提出に係る免許証は、臓器提供の意思等を表示する方法として活用することができなくなるおそれがあること（当該免許証が後日返還される場合には、返還されるまでの間に限る。）
- ・ 臓器提供の意思等を引き続き表示する場合には、更新（併記を含む。）後に交付されることとなる免許証又は意思表示カード等の書面に意思等を記入すること。

6 その他

免許証上に表示された臓器提供の意思等は、免許を受けた者のプライバシーに関わるものであることから、意思等が記入されている免許証（保護シールが貼付されている免許証を含む。）を取り扱う際には、十分に注意すること。

担当：交通部運転免許課